

事業再生・債権管理 Newsletter

2026年度10月号

- 1 企業価値担保権制度がスタートー 事業全体の価値に着目した新たな担保制度ー
- 2 無償行為否認が問題となった裁判例のご紹介～
動産の所有者に差押えがあった場合は譲受人からの意思表示を停止条件として所有権を譲渡する旨の合意に基づき行われた動産の譲渡について、動産の所有者の破産管財人による否認権行使を認めた事例（東京地判令6.8.29）～

丸山 貴之

Takayuki Maruyama

Profileは
こちら

和田 祐以子

Yuiko Wada

Profileは
こちら

堀江 悠真

Yuma Horie

Profileは
こちら

船渡 慶太

Keita Funato

Profileは
こちら

1. はじめに

令和8年5月25日、「事業性融資の推進等に関する法律」（以下、本稿において「事業性融資推進法」又は「法」といいます。）が施行され、企業価値担保権の制度が開始されました。

従来の融資実務においては、不動産担保や経営者保証に過度に依存する傾向がありましたが、近年では、不動産等の有形資産に限らず、技術、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産を競争力の源泉とする企業が増加しています。こうした企業の成長や再生を支援するためには、事業が将来生み出すキャッシュフローを適切に評価し、借り手の事業内容や将来性を踏まえて融資を行う金融の役割が一層重要となっています。こうした背景の下、企業の事業価値そのものに着目した資金調達を促進するため、事業性融資推進法により、企業価値担保権の制度が創設されました。

企業価値担保権の制度は、有形資産に乏しいスタートアップ企業への融資、事業承継・M&A局面における融資、プロジェクトファイナンス等において活用されることが期待されています。

本稿では、企業価値担保権の基本的な制度についてご紹介することを目的として、まずは制度の概要を述べた上で、企業価値担保権の設定及び効力、貸し手によるモニタリング、企業価値担保権の実行、並びに他の倒産法制との関係性について説明します。

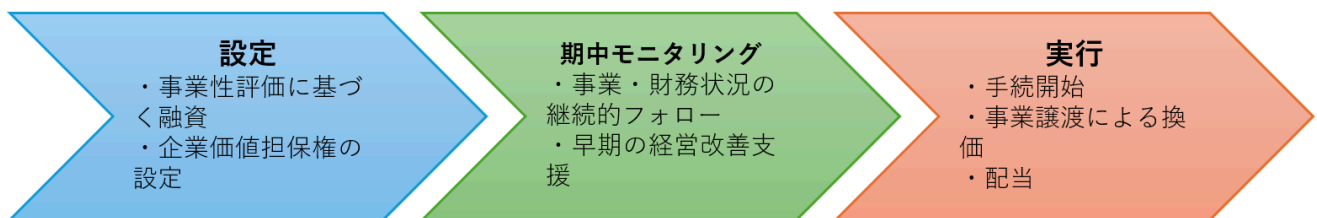
2. 企業価値担保権制度の概要

企業価値担保権は、債務者を委託者とし、企業価値担保権信託会社を受託者とする「企業価値担保権信託契約」により、将来の財産を含む債務者の総財産を一体として担保の目的とする担保物権です。企業価値担保権付き融資は、基本的には事業の将来性に着目した融資であるため、借り手の事業に対する貸し手の関心が高まることが想定され、設定後も、貸し手が借り手の事業状況のモニタリングを行い、タイムリーな経営改善支援や伴走支援を行うことが期待されています。

そして、借り手の債務の弁済が滞った場合等には、企業価値担保権者が裁判所に対し実行手続開始の申立てを行い、裁判所により選任された管財人が、債務者の事業を継続しながら、事業譲渡等による換価及び配当を行うこととなります。

このように、企業価値担保権の制度は、時系列により、①設定局面、②期中のモニタリングの局面、③実行局面の三つに分けて整理することができます。

【時系列】



3. 企業価値担保権の設定及び効力

3.1 設定

(1) 企業価値担保権信託契約

上記2のとおり、企業価値担保権は、債務者である会社を委託者とし、企業価値担保権信託会社を受託者とする企業価値担保権信託契約に基づいて設定されます（法8条1項）。債務者の総財産を一体として担保目的財産としなければならない、一部の財産のみを対象とすることはできません。

企業価値担保権信託契約には以下の内容を定める必要があります（法8条2項）。

①信託の目的が、企業価値担保権信託会社が次に掲げる行為をするものであること

イ. 企業価値担保権の管理・処分

ロ. 特定被担保債権者のための、配当可能額から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度とした

金銭配当受領、当該金銭の管理・処分

ハ. 不特定被担保債権者のための、配当可能額に応じた不特定被担保債権留保額の金銭配当受領、当該金銭の管理・処分

②特定被担保債権及び不特定被担保債権を担保するために企業価値担保権信託会社を企業価値担保権者として企業価値担保権を設定すること

③特定被担保債権の範囲を定めていること

④特定被担保債権を有し、又は有すべき者を受益者として指定すること

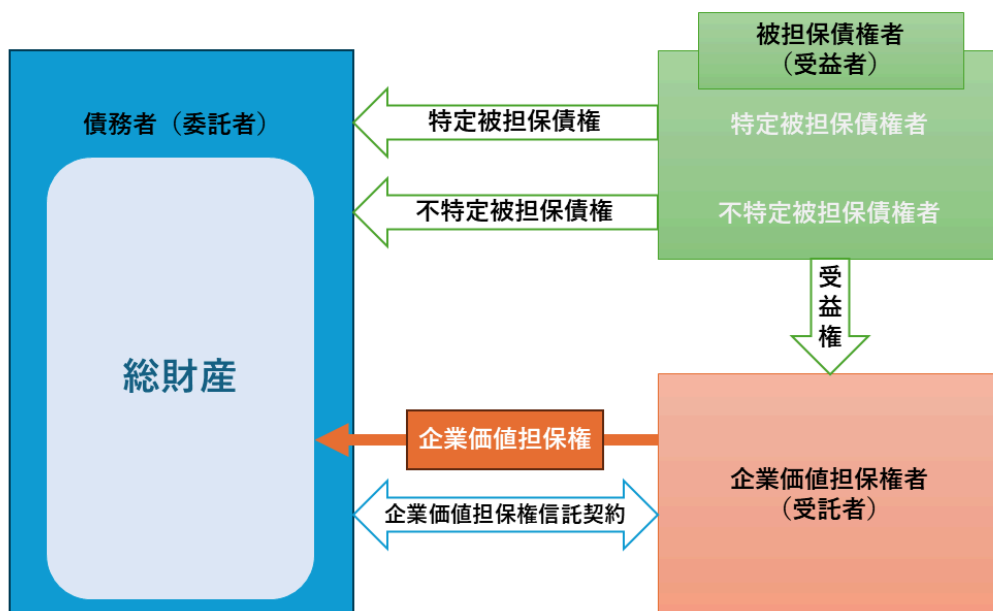
⑤不特定被担保債権を有する者を受益者とする

⑥企業価値担保権が消滅する前に企業価値担保権信託契約に係る信託が終了した場合の信託法182条1項2号に規定する帰属権利者を債務者とする

(2) 当事者・関係者

企業価値担保権信託契約における当事者・関係者は以下のとおりです。

【関係図】



① 債務者（委託者）

企業価値担保権信託契約における委託者である債務者は、会社法上の会社（株式会社及び持分会社）に限定されています。債務者以外の者が企業価値担保権の設定者となること、すなわち物上保証は禁止されています（法13条）。

② 企業価値担保権者（受託者）

企業価値担保権信託契約における受託者である企業価値担保権者は、内閣総理大臣の免許を受けた企業価値担保権信託会社に限定されており（法32条）、以下の者は免許を受けたものとみなされま（法33条）。

イ. 担保権付社債信託法3条の免許を受けた者

ロ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律1条1項の認可を受けた金融機関（担保権の信託業務を営むものに限る。）

ハ. 信託業法3条又は53条1項の免許を受けた者

二. 企業価値担保権に関する信託業務を営む旨の届出を行った銀行、信用金庫、労働金庫等の預金取扱金融機関

企業価値担保権者は、平時には、特定被担保債権者の指図に従い、債務者による通常の事業活動の範囲を超える財産処分等に同意を付与する等の役割を担い、回収局面では、元本の確定請求、企業価値担保権の実行申立て、特定被担保債権者及び不特定被担保債権者に対する配当金の受領・管理・処分等の役割を担うことになります。

③ 被担保債権者（受益者）

被担保債権者は、その有する被担保債権が特定被担保債権であるか不特定被担保債権であるかにより、特定被担保債権者と不特定被担保債権者に分かります。

特定被担保債権とは、企業価値担保権信託契約により定められた特定の債権、又は一定の範囲に属する不特定の債権（債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限る。）等を行います（法6条4項）。

不特定被担保債権とは、債務者について清算手続・破産手続が開始した場合に清算会社の財産・破産財団から弁済・配当を受けることができる財産上の請求権（企業価値担保権の実行手続終結の決定があるまでに弁済又は配当を受けるものを除く。）をいいます（法6条5項）。

3.2 効力

（1）効力発生要件、対抗要件

企業価値担保権の得喪及び変更は、債務者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をしなければ、その効力を生じないとされ（法15条）、登記が企業価値担保権の効力発生要件となっています。

また、企業価値担保権の対抗要件も、同様に登記により具備されます。これにより、数個の企業価値担保権相互の順位は、その登記の前後によることになり（法16条）、不動産売買先取特権、質権、抵当権との優先権の順位は、他の担保権に係る登記、登録その他の対抗要件の具備と企業価値担保権に係る登記の前後によることとなります（法18条1項）。

（2）優先弁済権

企業価値担保権者は、実行手続において、担保目的財産につき、他の債権者に先立って特定被担保債権及び不特定被担保債権に対する配当を受けることができます（法7条2項）。

企業価値担保権者は、企業価値担保権の実行前に、担保目的財産に対する強制執行、担保権の実行若しくは競売、企業担保権の実行又は国税滞納処分等が行われた場合には、配当又は弁済金の交付を受けることはできませんが（法7条3項）、担保目的財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は企業担保権の実行が債務者の事業の継続に支障を来す場合には、異議を主張することができます（法19条1項）。

（3）重複担保権の実行禁止、個人保証等の制限

特定被担保債権者は、債務者の財産を目的として特定被担保債権を担保する質権、抵当権その他の担保権（重複担保権）を設定することは可能ですが、実行することができません（法11条）。これは、特定被担保債権者による重複担保権の設定自体を認めることで他の債権者に対する優先順位や配当上の権利を確保しつつ、実行を制限することで、事業の継続に不可欠な資産が切り離され、企業価値が毀損される事態を回避するという趣旨によるものです。

また、特定被担保債権に係る債務について、個人保証や個人財産に対する担保権の設定などに係る一定の契約がある場合、特定被担保債権者は、当該契約に係る権利を行使することはできません（法12条1項）。事業性融資推進法は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正を目的としており

（法1条）、特定被担保債権者が経営者保証や経営者個人の財産に対する担保権を利用することは、制度趣旨と相容れないことによるものです。ただし債務者が特定被担保債権者に対して事業及び財産の状況を報告する義務を約したときにこれに違反して虚偽の報告をしたことが停止条件とされていることその他の主務省令で定める要件を満たす場合には、権利行使は制限されません（法12条4項）。

(4) 債務者による担保目的財産の使用・収益・処分

債務者は、企業価値担保権設定後も、担保目的財産の使用、収益及び処分をすることができます（法20条1項）。ただし、債務者が次に掲げる行為その他の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分をするには、企業価値担保権者の同意が必要です（法20条2項）。

4. モニタリング

企業価値担保権を用いた融資においては、借り手が貸し手と事業情報を共有し、情報の非対称性を軽減することで、貸し手によるタイムリーな経営改善支援や伴走支援が行われることが期待されます。そのためには、貸し手は借り手の規模や特性に応じた適切なコベナンツを設定し、実効的なモニタリングを実施することが必要です。

企業価値担保権付き融資の際に設定されるコベナンツとしては、以下のようなものが考えられます。

① 財務コベナンツ

企業価値担保権は、将来取得する財産を含む債務者の総財産を担保の目的とし、債務者の事業が将来生み出すキャッシュフローを踏まえて事業価値を評価することを予定した制度であるため、EBITDAの維持、純資産額の維持、自己資本比率の一定水準確保などの財務コベナンツを設定することにより、事業の進捗やキャッシュフローの創出能力を継続的に把握することが考えられます。

① 重要な財産の処分

② 事業の全部又は重要な一部の譲渡

③ 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給すること

これに違反してなされた債務者の行為は無効ですが、善意無重過失の第三者に対抗できないものとされています（法20条3項）。

② 情報提供義務

定期的な財務報告のほか、特定のKPI（重要業績評価指標）の達成状況や、取締役の交替、信用状態の変動などの報告義務を設定することにより、事業実態を継続的に把握することが考えられます。

③ ネガティブ・コベナンツ

追加の担保設定制限、重要な資産の処分制限、組織再編の制限などのネガティブ・コベナンツを設定し、通常の事業活動の範囲を超え、担保価値の毀損につながり得る行為を制限することが考えられます。

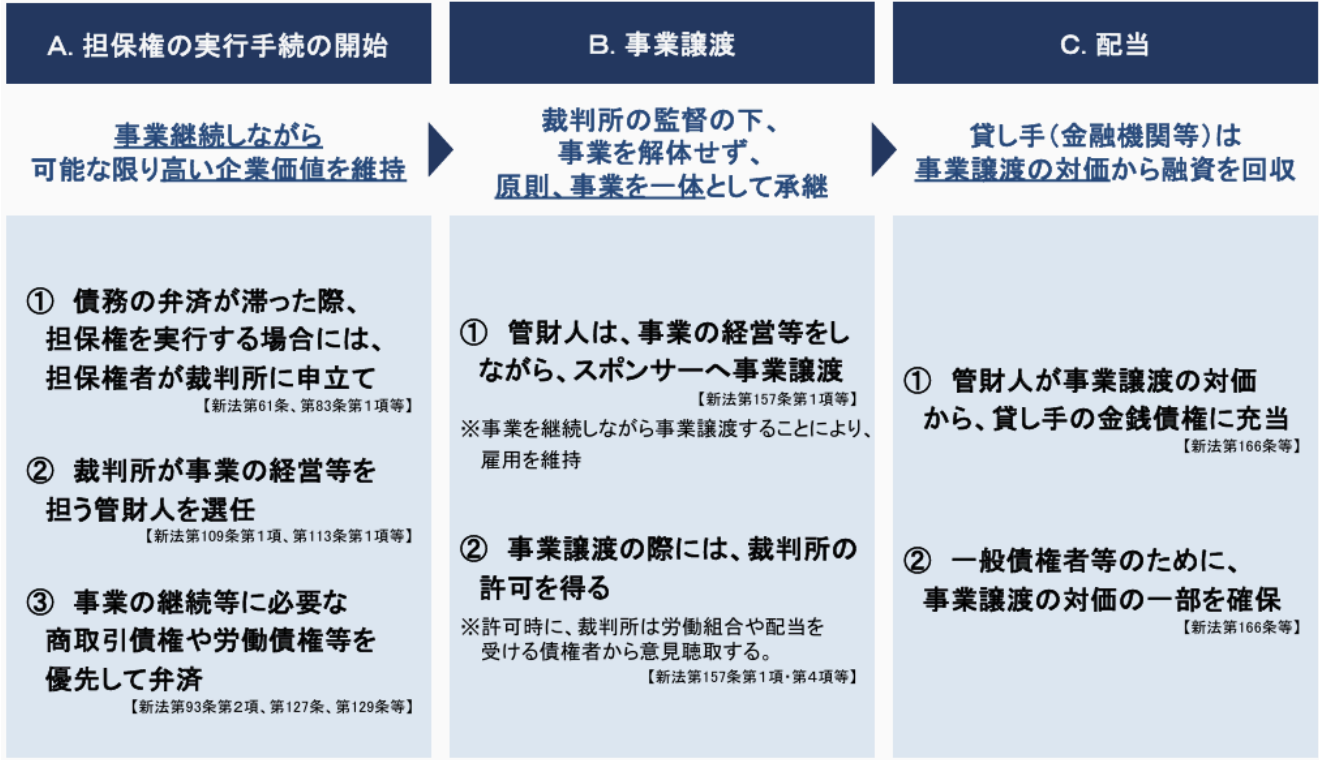
企業価値担保権付き融資の貸し手は、これらのコベナンツを利用し、借り手から提出される財務・非財務情報の確認を継続的・定期的に実施することにより、借り手の業況悪化を早期に検知し、タイムリーな経営改善支援につなげることになります。

5. 企業価値担保権の実行手続

5.1 概要

企業価値担保権の実行手続は、事業全体の価値を維持するために事業の継続を行いながら、担保目的財産である総財産を事業譲渡等によって換価し、その換価代金を配当債権者等（配当債権者又は企業価値担保権者）に対し、配当することを目的としており、その手続は管理型の民事再生手続や会社更生手続を参考としたものになっています。

実行手続は、企業価値担保権者による申立てにより裁判所が開始決定をし、管財人の選任、管財人による事業継続、債権届出・調査、事業譲渡等による換価、配当という流れで進められます。



（出典：金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」（2024年3月）5頁）

5.2 実行手続開始の申立て及び開始決定

企業価値担保権の実行手続開始には、一定の要件のもと、企業価値担保権者が裁判所に対し実行手続開始の申立てを行うことが必要です（法83条1項）。申立てに当たり、申立人である企業価値担保権者は、申立債権の内容及び原因、申立債権に係る企業価値担保権の内容、申立債権に係る弁済期の到来を明らかにし（法84条1項）、申立債権及び申立債権に係る企業価値担保権の存在並びに申立債権に係る弁済期の到来を証明する必要があります（同条2項）。また、債務者の目的その他の債務者の概要、債務者の事業の内容及び状況、債務者の資産、負債その他の財産の状況を明らかにするよう努める必要があります（同条3項）。

企業価値担保権の実行手続の開始要件は、担保権実行手続に倣ったものとなっており、債務超過等は要件ではありません。また、会社更生手続や民事再生手続におけるような棄却事由は設けられておらず、申立て後において、実行手続開始までの間の保全処分も定められていません。

裁判所は、法84条2項の証明があったときは、実行手続の費用の予納がないときを除き、実行手続開始の決定をします（法87条）。裁判所が実行手続開始の決定をすると、管財人が選任されるとともに、債権届出期間及び配当債権の調査期間が定められます（法88条1項）。

5.3 実行手続開始決定後の法律関係

(1) 管財人への管理処分権の専属

企業価値担保権の実行手続においては、管財人が実施主体であり、債務者の事業の経営並びに担保目的財産の管理及び処分をする権利は管財人に専属します（法113条1項）。また、管財人は、利害関係人に対し、善良な管理者の注意をもってその職務を行う義務を負います（法121条1項）。

(2) 弁済禁止及び裁判所の許可による弁済

企業価値担保権の実行手続開始後は、原則として、実行手続によらなければ、配当債権（法70条13項）又は配当外債権（配当債権及び共益債権以外の債権。法70条16項）を消滅させる行為ができません（法93条1項）。もっとも、実行手続は、事業全体の価値を維持するために事業の継続を図りつつ行うものであるため、「債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要な」と認められる債権は、裁判所の許可を得て弁済することが可能です（法93条2項）。例えば、事業継続のために取引関係を維持することが必要な取引先の商取引債権、共益債権としない一定の労働債権等がこれに該当します。

(3) 強制執行等の禁止及び既存手続の失効等

企業価値担保権の実行手続開始後は、担保目的財産に対する強制執行、担保権の実行、滞納処分等は新たに申し立てることができず、また、開始決定時に既にされていた手続は失効します（法96条1項、2項）。

他方、企業価値担保権に優先し重複担保権に該当しない担保権（優先担保権。法70条8項）については、優先担保権者の保護の観点から、実行手続によらず行使できるとされています（法96条9項、108条）。

(4) 共益債権

一部の租税債権（法128条）、実行手続の遂行のために要する費用、管財人のした行為により生じた相手方の請求権等（法127条）、実行手続開始前6か月分の給料等（法129条）といった共益債権は、実行手続によらずに、配当債権に優先して随時弁済されます（法70条6項、130条1項）。

5.4 配当債権の届出、調査及び確定

企業価値担保権の実行手続においては、申立債権（法70条5項）、劣後債権（同条11項）及び租税等の請求権（同条18項）が配当を受け得る債権（配当債権。法70条13項）となります。配当債権については、実行手続開始決定後、債権届出がなされ、その内容及び金額につき調査及び確定の手続が行われます。

5.5 換価

企業価値担保権の実行手続における担保目的財産の換価は、裁判所の許可を得て、営業又は事業の譲渡により行います（法157条1項）。事業譲渡に際しての管財人によるスポンサー選定及び裁判所の許可においては、倒産手続における事業譲渡と同様、事業譲渡の金額の多寡のみを問題とするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定するものと解されています（事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループの令和5年2月10日報告書31頁）。また、事業譲渡が困難な場合には、例外的に、裁判所の許可を得た上で、個別財産を換価することが認められています（法157条2項本文）。個別換価については、管財人が、個別事案ごとにその善管注意義務等に照らして相当な方法により行うものとされています（同報告書21頁）。

事業譲渡の対象事業が、行政庁の許認可等を必要とするものである場合、一定の要件のもと、裁判所の許可を得ることにより、当該許認可等に係る権利義務を承継させることができます（法159条）。

5.6 配当

上記5.4のとおり、申立債権、劣後債権及び租税等の請求権が配当債権となるところ、配当の順位は、事業性融資推進法その他法律に定める優先順位に従うことになり（法165条1項）、また、同一順位において配当すべき配当債権は、債権額に応じて按分して配当されます（同条2項）。

企業価値担保権の特定被担保債権に対しては、配当可能額から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度として配当が行われます（法166条1項、2項）。不特定被担保債権留保額は、「不特定被担保債権者のために、配当可能額に応じ、債務者について行われ、又は行われるべき清算手続又は破産手続の公正な実施に要すると見込まれる額として政令で定めるところにより算定した額」と定義されています（法8条2項1号ハ）。

企業価値担保権者は、①特定被担保債権に対する配当額、及び②不特定被担保債権留保額を受領し（法166条1項、3項）、①につき遅滞なく受益者である特定被担保債権者に対し給付し（法62条1項1号）、②につき債務者の清算手続又は破産手続開始後に清算人又は破産管財人に給付します（同項4号）。

劣後債権に対しては、劣後担保権の目的財産の価額が実行手続開始時における処分価格であるとした場合に担保される範囲の額を上限として、配当が行われます（法167条）。

配当終了後、残余財産がある場合、管財人はこれを債務者に交付します（法164条4項）。

5.7 実行手続の終了

配当終了後、裁判所は実行手続終結の決定を行い（法191条1項本文）、これにより実行手続が終了します。実行手続終結の決定があると、担保目的財産に設定された企業価値担保権は全て消滅します（同条3項）。

6. 企業価値担保権と法的倒産手続

6.1 概要

企業価値担保権は破産法、民事再生法、会社更生法等の適用に際しては抵当権とみなされます（法227条～231条）。そのため、企業価値担保権は破産手続及び民事再生手続においては別除権として、会社更生手続においては更生担保権として扱われることとなります。企業価値担保権の実行手続と各倒産手続との関係については調整規定が設けられているため、以下、破産手続、民事再生手続、及び会社更生手続と企業価値担保権の実行手続との関係について、その概要を説明します。

6.2 破産手続と企業価値担保権

(1) 管財人の管理処分権の優先（法202条）

上記6.1のとおり、企業価値担保権は破産手続においては抵当権とみなされ（法227条）、別除権として取り扱われます。また、企業価値担保権の実行手続においては、管財人が担保目的財産に係る管理処分権を有し、この権限は破産管財人が有する財産管理処分権（破産法78条1項）に優先します（法202条）。その結果、企業価値担保権の実行手続は破産手続に優先して進められることとなります。

(2) 管財人の破産手続開始申立て（法196条）

企業価値担保権の実行手続の開始決定から当該実行手続が終了するまでの間、管財人は、債務者に破産手続開始の原因となる事実があるときは、当該債務者について破産手続開始の申立てをすることができ（法196条1項）、債務者の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、管財人は直ちに破産手続開始の申立てをしなければなりません（同条2項）。

(3) 破産法の適用除外（法207条）

企業価値担保権の実行手続中においては、以下の破産法の規定は適用されません。

- ① 保管理人に関する規定（破産法91条～96条）
- ② 破産債権の調査及び確定に関する規定（破産法115条～134条）
- ③ 破産者の財産状況の調査に関する規定（破産法153条～159条）
- ④ 配当に関する規定（破産法193条～215条）
- ⑤ 破産手続の終了に関する規定（破産法216条～221条）

6.3 民事再生手続と企業価値担保権

民事再生手続は、通常、再生債務者の下で事業の再生を図ることを目的とするものであるのに対し、企業価値担保権の実行手続は、管財人の管理の下で事業を継続しつつ、事業譲渡等により担保目的財産を換価することを目的としているため、事業の方針や財産の管理処分の方針について管財人と再生債務者又は監督委員との間で調整を要する可能性があります。そのため、再生手続開始決定の前後を問わず、同一の債務者に係る企業価値担保権の実行手続開始の決定があったときは、当該債務者に係る実行手続が終了し又は停止するまでの間、当該債務者に係る再生手続は原則として中止することとなります（法212条）。

6.4 会社更生手続と企業価値担保権

会社更生手続が開始された場合は、企業価値担保権の特定被担保債権は更生担保権として更生手続に取り込まれることとなり、更生計画による権利変更の対象となります。そのため、更生手続が優先される結果、更生手続の開始時点ですでに企業価値担保権の実行手続が進行していた場合であっても、会社更生手続開始の決定に伴い、当該実行手続は中止されます（会社更生法50条1項参照）。

7. おわりに

企業価値担保権制度は、令和8年5月の施行により開始された新たな制度ですが、既に、企業価値担保権を用いた融資事例が複数公表されるなど、金融実務における活用が始まっています。今後、本制度が実務に定着していくためには、企業価値担保権信託契約や融資契約、コベナントの設計に加え、既存担保権との関係、平時におけるモニタリング、経営改善支援、実行時の事業譲渡等について、個別の事案に応じた実務上の検討を積み重ねていくことが重要です。

今後の活用事例の蓄積を通じて、本制度が事業者の成長・再生を支える新たな資金調達手段として、どのように実務に定着していくかが注目されます。

具体的な事案に関するお問合せはこちら

[【事業再生・倒産に関する問合せフォーム】](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます

～動産の所有者に差押えがあった場合は譲受人からの意思表示を停止条件として所有権を譲渡する旨の合意に基づき行われた動産の譲渡について、動産の所有者の破産管財人による否認権行使を認めた事例（東京地判令6.8.29）～



松永 崇

Takashi Matsunaga

Profileは
こちら

1. はじめに

破産者の経済状況が悪化し支払停止等になった危機時期又はそれに接着する時期において、無償でその責任財産を減少させたり債務を負担したりする行為は極めて詐害性が強いことから、破産法は、支払停止等があった後、またはその前6月以内に破産者がなした無償行為（贈与、債務免除等）又はこれと同視すべき有償行為は、否認の対象になると規定しています（同法160条3項）。かかる無償行為があった場合、無償行為の相手方は、破産管財人によって否認権が行使され、原状回復を求められることとなります（同法167条1項）。

今回ご紹介する裁判例（東京地判令6.8.29）は、支払停止等の6月以内より前に、動産の所有者（譲渡人）と譲受人との間で、所有者に差押えが生じれば譲受人からの意思表示を停止条件として

動産所有権を無償譲渡する旨の合意がなされていた場合に、実際に所有者に差押えがなされたことにより実行された動産の無償譲渡について、所有者の破産管財人による無償行為否認（破産法160条3項）が認められた事例です。「合意」がなされたのは支払停止等の6月以内より前であり、形式的な文言解釈からは、支払停止等の6月以内に行われた「行為」とはいえないものの、裁判所は、破産法160条3項の趣旨や合意内容の実質等に鑑み、停止条件の成就時に無償譲渡が行われたものと同視すべきとして、無償行為否認を認めています。このような実質論を重視した判断は、今後の実務においても参考になると考えられますので、本稿でご紹介します。なお、本稿では、わかりやすさの観点から、上記の争点に絞って、且つ事実関係等を適宜簡略化してご説明します。

2. 事案の概要

本件訴訟では、総合リース業等を目的とする株式会社である原告が、高圧・低圧受電設備機器の販売及びレンタル業等を目的とする株式会社である破産会社の破産管財人（被告）に対し、高圧受電設備（以下「本件動産」といいます。）の所有権を有することの確認を求め（第1事件）、

また、第1事件に独立当事者参加した、食料品等の小売等を目的とする株式会社である参加人が、原告及び破産管財人（被告）に対し、本件動産の所有権を有することの確認を求めました（第2事件。以下ではこの第2事件についてご説明します。）。

破産会社は、平成30年に、参加人との間で、本件動産を設置して電気を供給する契約（以下「本件電気供給契約」といいます。）を締結しました。そして、本件電気供給契約においては、以下のような規定（以下「本件規定」といいます。）が定められていました。

参加人は、破産会社に以下の事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、契約を解除又は解約することが出来るものとする。その場合、破産会社は本件動産を参加人に無償譲渡する。

- ①破産会社が電力会社に支払う電気料金が2カ月遅延した時
- ②破産会社が事業を停止した時
- ③破産会社に差押え、仮処分、破産申立て、民事再生、会社更生の申立てがされたとき

破産会社は、令和3年11月25日に債権差押命令を受けたことから、参加人は、同年12月1日、本件規定に基づき、本件動産の譲渡書を作成し、破産会社に交付しました（この譲渡書の交付について、裁判所は、参加人による本件電気供給契約終了の意思表示であり、これにより、本件規定の停止条件が成就し、参加人に本件動産の所有権が移転したと判断しました。）。

その後、破産会社は、令和3年12月8日に代理人弁護士から受任通知を行い、同月16日に東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同日破産手続開始決定を受けました。

3. 争点及び裁判所の判断

(1) 争点

上記1のとおり、破産法は、支払停止等があった後、またはその前6月以内に破産者がなした無償行為又はこれと同視すべき有償行為は、否認の対象になると規定しています（同法160条3項）。

そこで、破産管財人と参加人との間では、本件規定に基づき、令和3年12月1日に破産会社から参加人に本件動産が無償譲渡されたことが、破産法160条3項の無償行為否認の対象となるかが争われました。

(2) 当事者の主張

参加人は、本件規定について合意したのは平成30年であり、令和3年12月の支払停止・破産申立ての3年以上前であるから、否認の対象ではないと主張しました。

他方、破産管財人は、本件動産の所有権移転の効果は、令和3年11月25日の差押え又は同年12月1日の解除によって生じたものであり、その経緯の下では、本件規定に基づく破産会社から参加人への本件動産の譲渡は、支払停止等があった後、またはその前6月以内にした行為と同視すべきであり、否認の対象になると主張しました。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、概ね以下のとおり述べて、本件動産の無償譲渡は破産法160条3項の無償行為否認の対象になると判断しました。

破産法160条3項は、破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為を否認の対象として規定している。その趣旨は、債務者の支払の停止等があった後又はその前6月以内という、債務者の危機時期又はこれに近接する時期において行われる無償行為及びこれと同視すべき有償行為については、その詐害性が強いことから、当該行為を全て否認の対象とすることにより、債権者間の平等及び破産財団の充実に図ろうとするものと解される。

本件規定は、「破産申立て、民事再生、会社更生の申立てがされたとき」という、それ自体として危機時期の到来を示す事由のほか、事業の停止や差押え等という、危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合に、参加人が「解除又は解約」という一方的な意思表示をすることを停止条件として、本件動産の所有権を破産会社から参加人に無償で移転させることを定めるものである。

このような内容からすれば、本件規定は、その合意自体は危機時期の接近前に行われたものであるが、合意の当事者である参加人及び破産会社は、その合意に基づく本件動産の所有権移転の効力の発生を、破産会社の危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合に参加人が行う一方的な意思表示にからしめ、これを停止条件とすることにより、破産会社の責任財産に属していた財産を、破産会社の危機時期が到来又は接近するや、参加人の一方的な意思表示のみによって無償で参加人に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的として、当該合意をしたものというべきである。

このような本件規定の内容、目的等に鑑みると、本件規定は、破産法160条3項の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その合意内容を実質的に見れば、本件規定による本件動産の無償譲渡は、その停止条件の成就時に行われた無償譲渡と同視すべきものであり、その条件成就の時期（所有権移転の時期）が破産会社の支払の停止等があった後又はその前6月以内であれば、同項の規定に基づく否認権行使の対象となると解するのが相当である。

①本件規定は、契約技法によって破産法上の否認の規定を回避していること、②所有権の移転は停止条件の成就までの間は対外的に何ら公示されていなかったこと、③差押えを理由とする所有権移転の効果を即時に認めることもまた、破産法の趣旨・目的に反することから、最判平成16年7月16日（民集58巻5号1744頁）と同様の事案である。

4. 本判決の意義

(1) 本判決に関する最高裁判例

本判決でも最後に引用されているとおり、本判決に関する最高裁判例として、最判平成16年7月16日（民集58巻5号1744頁）があります。この最高裁判例は、債務者（譲渡人）が、債権者（譲受人）との間で、債務者に支払停止等の一定事由が生じたことを停止条件とする債権譲渡契約を締結し、その後債務者が支払停止となって債権譲渡の効力が生じたという事案において、旧破産法72条2号（現破産法162条1項1号）に基づく否認権行使の可否が争われました。

この最高裁判例の事案も、本件と同様、形式的には債権譲渡合意という「行為」がなされたのは危機時期より前であるところ、最高裁は、債権譲渡契約の内容・目的（危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来するや直ちに当該債権者に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的としている）等に鑑みると、その契約は破産法の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その契約内容を実質的にみれば、当該契約に係る債権譲渡は、債務者に支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきものとして、否認権行使の対象になると判断しました。

(2) 本判決の意義

本判決は、上記最高裁判例とは若干事案が異なります（①本判決では、「無償」行為及び「動産」譲渡が問題となったのに対し、上記最高裁判例では、「偏頗」行為及び「債権」譲渡が問題となっている、②本判決では、差押え等が停止条件となっているのに対し、上記最高裁判例では、支払停止等が停止条件となっている、という違いがあります。）。

しかし、本判決は、上記最高裁判例と同様に、形式的に合意（行為）がなされた時期から否認権行使の可否を判断するのではなく、破産法の趣旨及び規定の内容・目的に鑑みて、合意内容を「実質的に」見たうえで、停止条件が成就した時に譲渡がなされたものとして、否認権行使の可否を判断しています。本判決は、上記最高裁判例と「同様の事案である」と言及していることからしても、上記最高裁判例の判断枠組みを踏襲して判断したものと言えます。

このように、本判決は、上記最高裁判例と同種の事案においては、上記最高裁判例と同様の判断枠組みにより判断される可能性があることを示したものとと言えます。すなわち、危機時期が到来した際に特定の債権者に優先的な満足を与えることを目的とするような契約上の仕組みについては、形式的な契約締結時点ではなく、その内容及び機能を実質的にとらえて否認権行使の対象となり得ることを示したものとと言えます。したがって、債権保全の手段として、この種の条項を設けるにあたっては、その目的、条件設定を十分に検討するとともに、倒産手続における否認リスクも踏まえた慎重な検討が必要と言えます。

具体的な事案に関するお問合せはこちら

【事業再生・倒産に関する問合せフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます